

令和4年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（推進体制）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和4年度事業規模	所管局
「推進体制」								
			推進体制					
			ア. 都における体制					
			302		男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	総会開催予定	生活文化スポーツ局
			303		男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。	年2回程度開催 ・施策の進行管理 ・総合調整	生活文化スポーツ局
			304		年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。加えて、データと施策を分かりやすくまとめたパンフレットの作成及び配布を行います。	・インターネットによる公表（男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施） ・普及啓発用パンフレットの作成及び配布	生活文化スポーツ局
			イ. 相談（都民からの申出）					
			305		男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。	・総相談件数 29,188件（DV相談5,272件含む） ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談	生活文化スポーツ局
			305		男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。	東京ウィメンズプラザの運営	生活文化スポーツ局
			306		女性の福祉に関する一般相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。	女性相談センター（多摩支所を含む）の運営	福祉局（福祉保健局）
			307		労働相談	労働者・使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談（随時）、来所相談（予約制）	産業労働局
			ウ. 区市町村や事業者等との連携					
			308		女性も男性も輝くTOKYO会議の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が連携・協力して取り組む場として、平成29年度に体制を見直して発足した「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、総合計画の進行管理や女性活躍推進に向けた取組の検討・提案や情報発信等を実施します。	女性も男性も輝くTOKYO会議 年2回	生活文化スポーツ局
			309		配偶者暴力対策のためのネットワーク会議	配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。	・配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催 年2回 都計画等施策の推進を推進部会、区市町村を含む広域的な連携促進を連携部会が担当 ・構成の検討	生活文化スポーツ局
			310		区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	・区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議 年3回 ・16都道府県主管課長会議 年1回 ・大都市主管課長会議 年1回	生活文化スポーツ局
			311		区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	ホームページ上で公表	生活文化スポーツ局
			312		男女平等参画（女性）センター館長会議	男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	館長等会議 年1回	生活文化スポーツ局
			313		区市町村職員等への研修の実施	男女平等参画（女性）センター・区市町村の相談員や職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	・区市町村の相談員・職員等の人材養成に係る研修の開催（開催回数：5回） ・教員向けアンコンシャス・バイアス研修を実施	生活文化スポーツ局

※「新規」欄の「☆」は前計画からの新規事業